

よくある質問（賃料支援金・緊急給付金）

賃料支援金と緊急給付金は、どちらか一方しか申請できないのか。

どちらか一方しか申請できません。

（例として、賃料6万円の物件を市内で賃貸している場合、月額賃料6万円×1/2×3ヶ月分で支援金額が9万円の計算となるため、賃料支援金は申請せず、緊急給付金10万円の申請することができます。）

■交付対象について

中小企業者とは。業種に制限はあるか。

交付の対象となる中小企業者とは、中小企業基本法第2条に規定する下記の①②基準を満たす法人又は個人事業主です。また、商工会法第2条に規定する商工業者を対象とします。

①業種及び資本金額・従業員数

業種	資本金の額	常時使用する従業員数
製造業、その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

※従業員数は、正社員、パート、アルバイトなどの名称にかかわらず、期間の定めなく雇用（雇用契約期間が反復更新を含む）されている者の人数

※「資本金の額」「常時使用する従業員の数」はいずれかを満たせば対象となります。

※業種によっては、追加の書類提出をお願いすることがあります。

②対象となる法人の種類について

会社（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社）

※次の法人等は、対象外となります。

社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、公益社団法人、協同組合等の組合、宗教法人、学校法人、任意団体など

創業後1年経過していないが、対象となるか。対象となった場合、前年同月の売上高を比較できないが、どうすればよいか。

創業後3ヶ月を経過していれば対象となります。

①令和2年1月31日以前に開業した場合は、同日以前のうち1ヶ月間の売上高と、同年2月1日から同年6月30日までのうち1ヶ月間の売上高を比較します。

②令和2年2月1日以降に開業した場合は、直近1ヶ月間の売上高と、同年2月1日から同年6月30日までのうち3ヶ月間の平均売上高を比較します。

申請書類は、市内に事業所を有することが確認できる書類として、法人設立等申告書、履歴事項全部証明書または開業届の写し、売上高等が確認できる書類として、開業以降現在までの事業収入額を示した帳簿の写しを提出してください。

前年以降の店舗増加等によって、単純に前年の売上高を比較することが適当でない場合も対象にならないか。

次のいずれかで比較し、売上高が15%減少している場合は対象になるよう運用を緩和しています。

①前年の月平均の売上高と、令和2年2月1日から同年6月30日までのうち1ヶ月間の売上高を比較する。

②令和2年1月31日以前の1ヶ月間の売上高と、同年2月1日から同年6月30日までのうち1ヶ月間の売上高を比較する。

③直近1ヶ月間の売上高と、令和2年2月1日から同年6月30日までのうち3ヶ月間の平均売上高を比較する。

市外に本店または主たる事業所（個人は住民票の住所）があり、市内に賃借している事業所があるが、対象となるか。

対象となりません。（家賃など事業全般に使える国の持続化給付金があります。）

市内に本店または主たる事業所（個人は住民票の住所）があり、市外に賃借している事業所があるが、対象となるか。

対象となりません。（家賃など事業全般に使える国の持続化給付金があります。）

■申請書類について

白色申告のため、添付書類には月々の売上高が記載されていないが、申請書にはどのように記載すればよいか。

前年同月の売上高を記載する欄には、月平均を計算して記載してください。

前年の確定申告書を紛失してしまったが、前々年分でもよいか。

前々年分を可とします。または、所得証明書をご提出ください。

賃貸借契約書を紛失してしまったが、どうすればよいか。

領収書など、貸主・借主の氏名、月額賃料、対象物件が確認できる書類を提出してください。

申請書をダウンロードできない場合は、どうすればよいか。

市役所、商工会で申請書をお渡しします。

【市役所】 庄内：商工観光課（新館2階）、健康増進室（本館2階）

挾間：地域振興課（総務係）

湯布院：地域振興課（地域振興係）

【商工会】 庄内本所、挾間支所、湯布院支所

■その他

賃料支援金と緊急給付金は課税の対象となるのか。

課税対象ですが、必ずしも税負担が生じるものではありません。

支援金・給付金の支給額を含めた1年間の収入から必要経費を差し引いた収支が赤字となる場合や、収支が黒字であっても医療費控除などの所得控除を差し引いた残額がない場合などには、所得税の負担は生じません。